

# 第 14 回

天王町・昭和町・飯田川町

合併協議会会議録

開催日 : 平成16年 5月20日

場 所 : 天王町福祉センター

## 第14回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成16年5月20日(木)午後2時~4時7分
2. 場 所 天王町福祉センター
3. 出席した委員等  
会 長 石 川 光 男  
第1号委員 千 田 鐵太郎 小 玉 久 男  
第2号委員 後 藤 一 志 堀 井 克 見 千 田 正 英  
赤 平 末次郎 小 林 友 明 大 澤 一 義  
門 間 英 也 佐 藤 正 信 伊 藤 栄 悦  
第3号委員 佐々木 吉 男 鈴 木 久米雄 三 浦 トシ子  
館 岡 哲 南 都 武 男 淡 路 徹  
伊 藤 義 弘 鈴 木 政 亞 小 玉 喜久子  
第4号委員 三 浦 貞 一
4. 欠席した委員 な し
5. 出席した幹事等  
幹 事 長 佐々木 嘉 一  
副 幹 事 長 渡 邊 毅  
幹 事 高 橋 利 雄 大 越 宏 鈴 木 司  
門 間 鋼 悦 伊 藤 賢 志  
鐙 利 行 千 種 肇  
教 育 長 保 坂 廣治郎 小 林 洋 菊 地 紘  
専門部会長 伊 藤 正 宮 田 隆 悦 児 玉 俊 幸  
山 口 義 光 鎌 田 洋 一 小 林 健 一  
肥田野 耕 二 菅 原 徳 志  
事 務 局 幸 村 公 明 渡 辺 雅 人 菅 原 龍太郎  
村 山 久 尚 他8名
6. 新市名称応募に係る名付け親賞の授賞式
7. 協 議 案 件  
(1) 協 議
  - ・協議第58号《継続協議》新市建設計画について
  - ・協議第59号 財産の取扱いについて(財産区の取扱い)
  - ・協議第60号 事務組織及び機構の取扱いについて
  - ・協議第61号 補助金、交付金等の取扱いについて
  - ・協議第62号 国民健康保険事業の取扱いについて
  - ・協議第63号 介護保険事業の取扱いについて
  - ・協議第64号 自治組織(町内会等)の取扱いについて
  - ・協議第65号 その他の福祉事業の取扱いについて
8. 地域審議会等について
9. 次回開催日について

【協議内容】

司 会（事務局長 幸村）

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。只今から、第14回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。

開会にあたりまして、会長であります石川天王町長から、挨拶を申し上げます。

会 長（石川天王町長）

皆さん、今日は農繁期の後半ということでございますが、ご出席を賜りましてありがとうございました。また、傍聴者の皆さんも大変ご苦労様でした。

さて、前回の第13回合併協議会では、継続協議となっておりました議会議員の定数及び任期の取扱いについて、定数は22人、在任特例の期間は合併日から11ヶ月間とすることを確認致しました。本件に関しては住民代表から統一案が示され、議会代表委員との意見に隔たりがあり膠着状態にありましたが、議会代表委員から3町の町長の話し合いで調整案を示してほしいとの提案があったことで、協議が一気に進展し、意見の集約が図られ確認に至りました。これに先立った3月26日の第12回協議会では、新市名称を潟上市とすることが決まり、このことがまた合併への関心を高めている状況にあります。53の協定項目の内、合併協議において難しいとされている事項については、新市建設計画案や合併日を残して、大方において合意、確認がなされました。本協議会において作成する新市建設計画案については、地域住民のよりよい暮らしを念頭にこれまでのまちづくりを引き継ぎ、3町の総合発展計画や国、県の計画などとの整合性を図りながら住民説明会やアンケート調査、新市建設検討委員会などの意見を組み入れた内容となっております。これら事業の内容や規模、採択要件などまだ未確定な部分については、新市における基本構想や計画等に委ねることになりますが、本協議会において策定する新市建設計画案が3町の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上等、新しい将来のまちづくりを構築していくための基本となる計画であります。本日は、これらを含めた協議案件としては8件を上程しておりますので、よろしくご協議を賜りますようお願いをし、あいさつと致します。

司 会（事務局長 幸村）

ここで、出席委員数の報告をさせていただきます。本日は21名の委員の皆様の出席を賜っておりまして、規約第10条第1項の規定により本会議が成立したことをご報告致します。

また、委員の皆様をお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成するため録音をしております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。

それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

会 長（石川天王町長）

直ちに、会議録署名委員の指名を致します。本日の会議録署名委員は、会議運営規程に基づき、昭和町の大澤一義委員と昭和町の館岡哲委員を指名致しますのでよろしくお願い申し上げます。

続いて、新市名称応募に係る名付け親賞の授賞式を行います。名付け親賞の授賞式について事務局から説明致します。

司 会（事務局長 幸村）

新市名称応募に係る名付け親賞についてご説明致します。新市名称応募に係る記念品贈呈者の抽選は、前回4月15日開催の合併協議会で行い、名付け親賞は昭和町にお住まいの門間光夫様に、優秀賞は昭和町にお住まいの佐藤義久様を始め9名の皆様に決定となりました。本日の授賞式は名

付け親賞のみとさせて頂き、優秀賞につきましては後日事務局から伝達させて頂きます。

会 長（石川天王町長）

名付け親賞についてであります。授賞決定された門間光夫様より申出があり、潟上市と応募された10人には皆思い入れがあり、本来は同じ立場であることから、名付け親賞は1名でも記念品は平等にしてほしいとのことでした。この内容について正副会長で検討したところ、門間様のご好意を採用させて頂きまして、この度は名付け親賞及び優秀賞は同じく、賞状と5,000円の図書券とさせて頂きました。ご理解下さいますようお願い致します。

司 会（事務局長 幸村）

それでは、名付け親賞を受賞されます門間光夫様は前の方にお進み下さい。石川会長から授与致します。

会 長（石川天王町長）

賞状。新市名称、潟上市。名付け親賞門間光夫様。あなたの応募された名称は新市名称として採用されましたのでこれを賞します。平成16年5月20日。天王町・昭和町・飯田川町合併協議会。会長、天王町長石川光男。副会長、昭和町長千田鐵太郎。副会長、飯田川町長小玉久男。ありがとうございました。

〔名付け親賞 門間光夫様に賞状と図書券を贈呈〕

司 会（事務局長 幸村）

門間光夫様が退場されますので、大きな拍手でお送り願いたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

続きまして、協議第58号を会長の方から進行をお願い致します。

会 長（石川天王町長）

継続協議となっている協議第58号新市建設計画についてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 村山）

協議第58号、継続協議となっております新市建設計画について、別紙のとおり提案する。内容については前回説明致しましたので、今回は省略させて頂きたいと思います。

会 長（石川天王町長）

新市建設計画については、前回の合併協議会で計画内容をご説明致しましたので、今日は具体的に質問を受けたいと思います。協議第58号について、ご意見ご質問等ございましたらご発言をお願いします。順不同でもいいです。

佐藤委員（飯田川町）

飯田川の佐藤です。31ページに所載の商工業の振興というところがございますが、この中で、商工会の組織強化や活動活性化の促進、あるいは支援とありますけれども、商工会の合併に関する事についてどのような対応をしていくのか。ご承知のように、現在飯田川町商工会と昭和町商工会さんが、今、仮調印の段階まで進んでおる状況でございます。ある意味では、この商工会というのは意思的団体と申しまししょうか、外郭団体には該当しないでしょうけれど、そういう団体かと思えますけれども、これらの今後の新市における組織強化、活性化等についてどのようなご指導と言いますか、指導にはならないでしょうけれども、そこら辺のところをお伺いしたいと思っております。

会 長（石川天王町長）

まず、この合併法定協議会で合併になりますと、ご承知のように社会福祉協議会は複数の町村に置くことは出来ないという法律の建て前から、これは合併と同時に社会福祉協議会が合併することになります。それでご案内の商工会等については、それぞれ法人格を持った団体でございますから、先程佐藤委員がおっしゃったように、我々としては指導とかそういうことは出来ない訳ですが、ただ、将来の合併に向けて商工会が3万6千人の町民の商工活動についてどのような形を持つかということについては、天王町の商工会が独自に考えることだと思いますので、私の答弁はそのくらいだと思いますが、別に昭和の副会長さん、あるいは飯田川の副会長さんからご意見があればお願いしたいと思いますが。

副会長（千田昭和町長）

あえてご意見を言う程のことではないのですが、これはお互いに話し合いをして、いいような歩みを定めていきたいと思いますということに決まっていると私は受け止めております。また、商工会の連合会の方でも合併というのは町村会の合併と同じく、かなり合理的に進めているという経緯もありますので。しかもやはり、同市内は同市内の合併の歩みというものもありますでしょうし、あるいはもっと交友的な歩みもあるかも知れませんが、同じ行政区内でありますのでお互いに3ヶ所の商工会の皆さんがそれぞれご相談申し上げながら、よりよい方向を模索して一緒になっていくという方向が正しいのではないのかなという感じは致します。以上です。

副会長（小玉飯田川町長）

只今、会長さんと昭和町の副会長さん、このお二方の意見どおりだと私は思っております。本来であれば、やはり一行政区域が定まった以上は、私はやはりお互いに話し合いをして、そして事情があるにしても適当な時期に私は一本化に努めるべきだろうと、このように考えております。そのようなことで、この指導助言というまでには至らないと、このように感じております。以上です。

会 長（石川天王町長）

佐藤さん、いいでしょうか。その他には。

伊藤委員（飯田川町）

飯田川の伊藤と申します。全体的なものと絡めて財政計画を中心にして、質問というかお願いというか、そういうことで発言します。合併特例法の5条による市町村建設計画というのは合併市町村の建設を効果的に推進するというような目的をもってございます。法律上では、真の意味で合併市町村の建設に資する事業を選んで合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきであるというふうにされております。合併特例法5条1項に定められている事項に即した新市の建設計画、特に新市における健全な財政基盤の確立に資する計画内容であるかどうか、これについて第4章の事業内容と第7章の財政計画についての検討というのが非常に重要であると考えます。そこで建設計画案を作成された事務局の方に質問というかお願いですが、新市における健全な財政基盤の確立ができるか否かの検討材料となる次の5つについて、資料を提出願います。まず1つは、年度ごと重点プロジェクト事業。それから2つ目に、合併特例債活用のハード事業とそれらの事業費の総額。3つ目に、財政指標となっている各年度の推計の経常収支比率、公債費の比率、4つ目に普通建設事業費約190億円に占める合併特例債活用関連事業費の比率、5つ目に合併特例債による基金造成額とか庁舎建設基金造成額、それに伴う建設年度など財政計画のバックデータ、これを資料として出して頂かないことには実態が見えてこないということで、出来ればそういうような資料を頂ければありがたいと思います。以上です。

会 長（石川天王町長）

今、伊藤委員から5つのデータ資料提出を求められましたけども、法定協そのものの新市建設計画については、ご承知のように各3町の基本構想あるいは、長期発展計画等を網羅したものだということですね。それで今、伊藤さんの質問はそれらを支えるバックデータが欲しいのだということで、なるほどと思いますが、各年度の経常収支比率、公債費等は出ますか。本来、法定協ではあくまでも、今190億円の事業費が出ていますね。それで、合併特例債は138億しか出ないということで、大まかなもので、各法定協議会ともそれで通っていますけども36000人の町民代表でありますからバックデータがなくて簡単でいいかというのはわかりますが、可能な限り提出したいと思います。ということは、今日は当然、県の事業のすり合わせが終わっておりませんので、継続協議とならざるを得ないので、次回に今言ったような資料を出したいと思います。

伊藤委員（飯田川町）

よろしくをお願いします。

会 長（石川天王町長）

天王町の鈴木さん、どうぞ。

鈴木委員（天王町）

天王町の鈴木です。16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。特に17ページの数字、産業別純生産額というところで、この数字が大変気になるなと思っております。そして数字だけではなく、考え方にも関係があるなというふうなことで、ご案内のように第3章というのは新市の基本的な方針なり基本目標ということに掲げられて、この17ページまで説明されている訳です。この次のページからは第4章で、それにどのように具体的に組みんでいくのかというふうなことが書かれておる訳です。実は、29ページになりますが、そこには(1)として農林水産業の振興ということがこと細やかに書かれております。ここでも特徴的なことは、基幹産業は農業であるというふうな位置づけをされているということ。この水産業につきましても、つくり育てる漁業を推進していくというふうな文言があります。それで前に戻りますが、この数字自体が平成12年からスタートな訳ですが、27年の今から10年後には20%の所得、いわゆる生産減になるというふうなうたわれておりますが、私の考えからいきますとなぜそんなに下がった数字になるのかとされている訳です。こんな数字になる訳がないというのが私の第一感ですが。ある意味では、こうなてはいけないのではないかという意味合いもあります。16ページには就業人口の推移等もされている訳ですが、これについては否定するほどの材料が私にはない訳ですから、色々効率的なことを考えていくとこういうふうなことになるのかと。就業人口の話題についてはこうなるかもわかりませんが、第1次、第2次、第3次産業ごとに書かれていて、第3次産業がその後伸びるというふうな数字にも書かれております。それはそれで結構ですが、第1次産業と言われる、いわゆる農業、林業、水産業の部門で20%も下がる数値がこの10年後には出るのかと。出してはいけないのではないかと、こういうふうな思う訳です。第4章からの組みんでいく姿勢とこの数字と、整合性がないのではないかなと。数字を示すからには、それなりの背景なり根拠があると思うので、この説明をして頂ければありがたいと思います。

会 長（石川天王町長）

今、この第1次産業が20.3%下がるということについて、これは秋田県の市町村所得、平成12年度の秋田県より作成のものを挙げているということなので、これについてはこちらの事務局でそれ以上のこともそれ以下のこともないのではないですか。それと、大事なのは今鈴木委員が言った、願望も含めてこの程度下がるけれども、我々3町はこの第1次産業というものをもっと育成

して、そして努力目標としていきたいという気持ちは分かりますので、今言うように県のデータをそっくりそのまま活用しておりますので、事務局では多分これ以上の説明はないと思います。ただ、今言ったように願望を含めた、このように数字は下がるけれどもなお一層の努力を要するとか、努力目標にするというような文言は入れても私は差し支えないと思います。

鈴木委員（天王町）

12年の価格というような書き方をしているので、資料がどこら辺にあってこういう見通しになるのか少し見えないなということですし、もちろん地域がすたれて都市の発展というのはありえない訳ですし、やはり私共は夢と希望を持てるような数値を示していかないと。実はこの数字を示しているのはこの欄だけで、次からの新市の主要施策については、いわゆるこうありたい、こうしていきたい、支援していきたいというような抽象的な文言だけなので、実は数字に出て10年後にはこうなりますよという数字はここだけなのです。そんなこと等で、目標数値ということですから、今言われたように何かの資料を見て10年後には国やら県がこういつているからあなた達はどうかというふうな、そういう短絡的なことではなく、やはり新市に向って張り合いなり元気の出るような対応なり目標を掲げていくと。それに向かっていくのだということ等が大事なのではないかと思います。農業関係だけに言わせてみても、転作が定着してくればこの後は色々な施設を含んだ農業なり、あるいは複合経営ということなどを考えていくと、生産額がそんなに減るのかなと。例えば田んぼが無くなるとか、そんなに生産額が減るかという単純な気持ちな訳です。これからやはり、色々な花であろうと果樹であろうと、地産地消と言われている今の畑作であろうと、私は少なくなる訳はないと。そしてまた、少なくしないような政策なりまちづくりを目指すべきなのではないのかなと。頭から20%減りますよなんて、こういうふうなことでは夢も希望もない話ですから、こちら辺は少し見直しなり、色々な基本的な考え方を一つ整理して欲しいなと。以上です。

会長（石川天王町長）

鈴木委員の意を解して、もう一度事務局に検討させていただきます。

小玉委員（飯田川町）

飯田川町の小玉喜久子です。新市建設計画案をずっと読んでいきまして、一番強く思ったことを少し申し上げたいと思います。その前に、私の希望の中に、建設計画の中には私は知らないけれどもあるかも知れないということを前提において聞いて頂きたいと思います。まず第1に、8ページの中の社会教育のところにもなくて、そして43ページの具体的に書かれている文化交流施設。私が申し上げるのは公共施設という意味で申し上げているのですけれども、市民レベルの市民会館がどうしても欲しかったと思いました。3町を見ましても、市民会館に整備できるような建物は今ありませんし、町としても鷹巣とか中仙とかすばらしい町民会館を持っているところもあります。まして新市になるのですからハコ物などと片付けず、もっと重く考えて頂いて、市民会館が欲しかったと思いました。そしてその市民会館は、市民センターとでもいいましょうか、新市のいろんな事業、催し物、そしてまた市民の文化交流の施設にもなるような充実した会館が是非ほしかったということです。ことあるごとに私共の団体で、新市になったら欲しいものという中でいつも一番最初に、近代的な、そして立派な設備がある市民会館が是非欲しい。そして文化的な交流の場にもしたいという希望がありましたので申し添えました。

会長（石川天王町長）

確かにアンケートを見ましても文化会館といいますか、市民会館は要望があるのは事実です。この中でも先覚者等の保護継承の場として文化会館、資料館等の機能を持った施設の整備を進めます

ということで文化交流の施設の整備、これが即、市民会館的な性格を持つものだと私は解釈しています。

小玉委員（飯田川町）

はい。それもそういうふうを考えまして、そして47ページの公共施設の適正配置と整備、県事業の推進の中にも盛んに統合整備をうたっておりますけれども、文化的な施設の地域バランス、財政事情等を考慮しながら逐次検討し、統合整備を進めることとしますという色々な統合整備という言葉が出てきまして、ここにも文化交流施設の整備とありましたけれども、この整備の意味が少し曖昧だったものですから今の質問になりました。市民のための何とかを建設となっていたら安心してたかも知れません。

鈴木委員（飯田川町）

少し関連しますので、会長さんが言う前にお願いしたのですが、私もこれを見て強く感じたことは、スポーツレク関係の施設はたくさんあります。それで今、小玉委員が言われていたように文化施設が非常に少ないこういうことを感じました。やはりバランスをとるためにも文化施設が是非必要だと思っております。それで、今会長さんが言われたとおり、43ページには文化交流施設の整備と書いているのですが、その42ページの一番下に新庁舎の建設というのがありますね。この新庁舎の建設となると、誰が見ても新しい庁舎が建つというふうに分かるのですが、先程会長さんが言われたとおり次のページには整備とあります。そこら辺の言葉が少しあやふやな感じがしますので、ここにも新庁舎と同じような、はっきりと誰が見ても分かるようなそういう表現をして頂きたいと思います。

会 長（石川天王町長）

まさしくそのとおりだと思いますが、問題は市民会館も含めた文化会館というものの規模、それからどこに建てるかというような場所の選定等。あるいは、普通に考えても5億円以上はかかると思います。そういうような財政背景もありますし、今言ったような場所等もこれから大きなことになりますので、10年間の特例債の活用できるかできないかも含めて整備という大きな表現にしています。建設するとなると190億の事業費の見直しが当然出てくると思いますが、建設ということに関してはもう少し時間を貰いたい。希望は希望で、特に昭和町、飯田川町の方の住民アンケートを見ますと、市民会館が必要だというのは分かっていますので。答としてはそれでいいですか。少し納得いきませんか。

まず、文章だけは書いておくと。そうするとこれは後で生きるから。はっきり言って、建設計画の具体の実施計画というものは、これを基本として実施計画を作るこれは、新市長、そして最後に22人の市議員がチェック機関として協議検討していく。これがこの後の一番大事なスタイルなので、まず気持ちは気持ちとして。

堀井委員（天王町）

只今、会議の冒頭から大変建設的な意見が出ていまして、総体的には私もそのとおりだという感を持っています。しかしながら、この合併の建設計画案というものの協議、そしてまたこの合併協議会というステージが果たして個別のものまで入っていったいいの。財政もまたそうであり、少なくとも国の財政事情、県等によって非常に流動性があるものですから、例えば10年間のスパンで合併特例債がどれ位の、137億が入りますよと、そしてまた普通建設事業費はいくらと。それをベースにして概ね建設計画をたてる。その域を超えた場合は、この後の行政を執行していく上で不都合が生じてくるのかなという懸念もあろうかと思えます。ですから、少なくとも最大限前向き



に検討しますと。産業振興であれ、財政であれ、今の市民会館であれ、その範囲で良しとしていくべきがこの合併協議会の第1次的なポジションの取り方、役割であろうと思いますから、あまり水面下に入りますと身動きが取れなくなる。あとはお互いの信頼と3万6千人のステージの中でしっかりと民意を反映させていくという大所高所からの判断でここはよしとするべきではないか。まして県の方のプロの方々が一々チェックされて、潟上市としてこれが実行実現可能なのかどうかということを経験として、そして粛々とこの合併というものが進んでいく訳ですから、どうか懐の深い見地でもってこの協議というものを進めていきたいし、みなさんにも是非お願いしたいと委員の一人としてそのように思います。以上です。

会 長（石川天王町長）

そのとおりだと思います。これも、実施計画はそのときの国の経済事情等によってローリングは必ずあり得ますので、ローリングというものを視野にいれながら物事を進めていかなければならないと。

その他にはないでしょうか。

淡路委員（昭和町）

昭和の淡路です。今、会長さんから計画はローリングを重ねていくのだと。それを前提に致しまして、新市も秋田県の中で一つの特質ある力強いまちづくりを進めていくための建設計画の協議としますし、実はここに秋田県が発行しております第2期実施計画というのがございまして、私共の新市建設計画の中に載っていない項目がございます。その点について、事務局ないしは正副会長さんにお尋ねしたいのですが、それは県の実施計画の第2章にあります、計画の推進にあたってということで、合併の主眼は行政改革であり財政の健全化であるということは、年度もこの協議会で明確にされています。その行政改革の県の実施計画の中には、行政改革推進プログラムへの対応という具体的な評価基準が出てきます。また、財政の健全化への対応という中で、財政の健全化を目指すためには数値目標を一つ一つ確認しながらそれを評価していくという表現が盛り込まれております。ただ、新市の建設計画にはこのような行政改革を推進していくためのチェック機能というのでしょうか、そこら辺の評価の仕組みが盛り込まれてないのではないかと。それと合わせて、財政の健全化を目指す力強い新市の財政運営を行うという文言はよく分かりますけれども、先程飯田川の伊藤委員さん、それから天王の鈴木委員さんからも数値というお話が出て参りました。是非とも財政の健全化を推し進めるためには、昭和町では財政指数の現状はこうですと。また、経常収支比率は現在こうです、公債費比率はこうです、起債制限比率は何%です、標準財政規模は現在こうなっておりますという基本的な、飯田川の伊藤委員が提出を求められたそこら辺の数値が既に3町で出ておりますので、新市の計画の中にもやはり数値目標として、確かにローリングをしていく中で変わっていくかも知れませんが、やはりシミュレーションを出している以上、数値目標は掲げるべきではないかと思えます。いわゆる2点、行政改革を推進していくためにはどういうプログラムをどのように推進するのかをぜひ建設計画の中に明記して頂きたいし、併せて財政の健全化、強力な財政運営を行うためには、目標指数を明確に表示して頂きたいというお願い。また、事務局の方へは、なぜこの部分を入れなかったのか少しお話を伺いたいのですが。

会 長（石川天王町長）

指数については先程、飯田川の伊藤委員の5つのデータ提出ということで可能な限りという返事をしておりますし、今の淡路委員のご意見はそのとおりでございますが、ただ、県の実施計画と基本構想と発展計画と整合性がなければならぬ訳ですけれども、先程も申し上げましたが新市の建

設計画というのは市町村でいう基本構想と発展計画の中間みたいなもので、実施計画ではない訳ですよ。実施計画の中には当然施設も入れて、これは何年度にやって金はどのくらいかかるという、それが実施計画で、それでもローリングしなければならないということですので、なぜその文章を入れないかということについては今言ったことも含めて事務局で答弁できますか。ただ、建設計画と実施計画とは違うのだということをご理解頂ければいいのですけれども。

小林委員（昭和町）

昭和町の小林です。町長さんが一生懸命ご説明をされているのですが、難しくてさっぱり分からない。1つお聞きしますけれども、先程飯田川の伊藤議員さんの方からの説明の要求もありましたが、いわゆる前期財政計画あるいは後期財政計画がこのように載っています。これのバックデータがなければ我々は大変困る訳です。こういう財政シミュレーションを組むためには、それぞれの年度の事業計画なり予定なりは、入ってなければ出てこないはずなのです。これが資料として出てないのが非常に不可解なところであります。ですから先程の伊藤さんの質問になったのかとは思いますが、いずれにしても私共が一番知りたいのは、新市になって住民は本当に過ごしやすくなるのか。あるいは過剰な期待をかけすぎではないだろうかということも含めた財政シミュレーションをきちんと出さなければならないのではないかとこのように思います。もちろん、その実施にあたっては色々な調整をとる必要は出てくると思います。それは分かっています。しかし、こういうふうに資料として出すときはこれのバックデータはぜひとも必要なもので、それを一つ資料として出して頂ければ、今日説明出来たら一番いいのですが、おそらく出来ないかと思っておりますので、この資料も含めて提示をして頂ければありがたいなというふうに思っております。以上です。

会 長（石川天王町長）

小林委員の仰せの趣旨として、今回は可能な限り出したいと思っております。ただし、我々がこの法定協議会でバックデータを出して、まあ財政シミュレーションも必要な訳ですけれども、後の新市の市長や新議会の足かせになるようなものはないでしょうか。

堀井委員（天王町）

先程も少し申し上げましたがそこは微妙なところで、しからば平成17年度から始まったとして何と何の事業をしますよと、全体的に100億になりますよと、そこまでやっていいものなのか。私は違うと思います。実施計画、あるいはその時々々の行政なり権能を持った機関が果たしていくべきことであって、少なくとも合併による特例債はいくら頂きますと。交付税は今までの現段階での見通しはこれ位ですと。そして歳入等を見込んでいく。そして10年間で均等よく分割をして、取捨選択厳選してその時々々の住民ニーズに応えた事業を執行していく。それがむしろ将来に送られていって当然なことであって、今ここでバックデータ、バックデータということになれば、それらを全て出せということにも通じてくる訳ですよ。それは不可能だと思います。ですから私は、先程も申し上げましたとおり歳入と歳出、それに伴う建設、全体的な計画というものの中で判断をしていかざるを得ないのではないかと。それは歳入から財政シミュレーションの部分において、出来る限り前向きに検討していくということの意義が出ることは、かなり難しいのではないかと。逆に私はそう思います。

伊藤委員（飯田川町）

伊藤です。今、堀井さんの方からなかなかそれは難しいのではないかとこのふうなお話がありましたけれども、ただ先程私が発言をしたのは、やはりこれは建設計画そのものの中身は私も理解しております。なぜならば、大枠を定めてその大枠の中で示された事業の中身を示して、その中から

新市において基本構想、基本計画の中で実施する。これは十分分かっています。しかしながら、やはり私達は合併協議会の中で、それこそ今小林委員の方から言われたとおり、住民が新市になったらどういうふうな夢をみることが出来るか、どういうふうなことになるのかと、こういうことを私達がこの中で検証して町民に対して示していくことが必要だと思う。だから、全部を全部出せという訳ではないので、これはあくまでも重点のプロジェクト事業の中の重点項目ということと、それから合併特例債はこの中できちんと建設計画に書かなければ、変更は出来ませんがどうしてもならないと。そういう意味ではこれはハード事業としてきちんと示していくと。例えば新市の庁舎の建設に関しても、そういう大まかな主要なところは示してもらわなければ、住民サイドにとってもなんとなくわからないのではという感じになりますので、そこの辺りを配慮して頂いてデータを出して頂きたいというふうに思います。以上です。

堀井委員（天王町）

これはまさしくお互いの協議でありますからお話しますけれども、主要たる事業と今ご発言がございましたが、それぞれの分野で商工業者は商工にかかわるところが主要事業になってくるし、言ってみればそれぞれが皆かかわりを持ってきます。そうなってくると、いちいちピックアップしてくるとなると、実際17年度以降10年間でもって事業執行するそのものが増えていくと。だとした場合、その後の10年間の新市が執行していく中で、あまりにも足かせになってがんじがらめになると、むしろ不都合が生じて来はしないかというのが私は心配です。ですから、やはりこの段階でも建設計画というものの提示の仕方というものは自ずと限度がある。それで1つの部分を具体的に、この部分はこうですよということを提示してしまうと、これは際限ありませんよ。ですから私はそのことを強く懸念しますし、そこら辺はお互いの信頼関係の中でこの先を進めていくという点でもって、まさしくこの提案でもって私は概ねよしとしていくべきではなからうかというふうに思います。

伊藤委員（飯田川町）

反論という訳ではないですけれども、例えばごみ処理場を建設するという計画もある訳です。そうすると、これは推測ですけれども、20億から30億位はかかるだろうと。仮に市役所をつくるにしても30から40億位はかかるだろうと。これは特例債でもっていくと。その他にいわゆる道路の建設についても、あるいは下水道、上水道の整備についてもかなりの部分がこれに入る。ですからそういうふうな大まかなところも示さないで、建設計画に確かに細かいところまで入っていますけれども、それを承認することによって全て合併協議会で終わっていくというのでは、やはり説明が十分ではないと。説明責任を住民に対して果たすことが出来ないのではないかというふうに思いますので、やはり私としては先程も話したとおり、出来る限りのデータをさしさわらないという変ですけれども、その辺りを勘案しながら出して頂ければありがたいと思います。

大沢委員（昭和町）

今、色々な議論に深まっている訳ですけれども、堀井さんのいうこともしっかり、理解が出来ます。伊藤さんのいうことも理解は出来ます。しかしながらこれを反論しながら続けていても、私はある程度これは判断しなければいけないことだろうと思いますし、私は事務局に伺いたいと思います。このバックデータの数字はちゃんと出来ておりますか。我々がこの合併の中で1つの一体感を持ちながら、これから将来展望に向って歩まなければいけない我々のこの協議でございます。バックデータがきちんと出来ているものだとしたら、我々はこの協議会を進めていく上での材料としてこれは使うべきものだろうと。必ずしも全てがこれから建設されていくというふうな、そういう考え

方の元に立たなくとも、我々は今、協議を進めていく材料としてそこを示してもしかりなのではないだろうかというふうな考えも持てます。そこら辺で一つ、事務局からそのバックデータがきちんと整っているかどうか、そこら辺を伺いたいと思います。

説明者（事務局次長 渡辺）

只今のご質問についてお答え申し上げます。先程から委員の皆様より、色々な資料の提出ということでお話を頂いておりますが、当然この計画はつくってございますので、色々な積み上げの中、バックとなるようなデータは一応事務局では持っております。ただ、全てお答えできるような精密な中身かというとまたあれなのですけれども、例えば先程委員の皆様から財政指標とか、あるいは全体の事業費の中で例えば道路がどれ位だとか、そういった概ねの概算の数字は持っています。それがないとまたこの数字は出てきませんので、どこまで計画が実行されていくかというのは先程の会長からの話にあるように、ローリングして進めていく形になるかと思いますが、一応事務局としてもある程度のデータはもっておりますので、提出を今後させて頂きたいということで考えております。事業費とか財政事情であれば、今すぐ出ます。

堀井委員（天王町）

やはり、例えば当然バックデータはありますと。なければこの建設計画が出てくる訳がないです。ただし、あまりにも掘り下げて出し過ぎますと、やはり3万6千人一体と言いつつもまたそれぞれの主張が始まります。ですから、そうなる大変なことになりかねないと思いますので、先程申し上げましたように信頼関係の中で懐を深くして進めていこうと。やはりそういうふうな気持ちでないと、どこそこの道路を直すとか下水云々となってくると、これはまた大変になりますよ。ですから、そこは当然3町の事務方なり担当が綿密な打合わせなり協議をし、なおかつバックデータの上に出てきているものですから、私共は大所高所からそれを懐深くして見つめていくという姿勢が必要ではなかろうかと。要はそこなのです。それだけ一言申し上げておきます。

会 長（石川天王町長）

色々ありますけれども、次回に出すデータとしては、例えば今は190億円の事業費を載せています。それで道路関係はいくらになる、上下水道はいくらになるというような大まかな数字は出せると思いますので。それで確認しておきますが、あくまでもこの建設計画というのは骨組みで、肉付けは新しい市になってからの実施計画でございますので、そこら辺をよく理解して頂いて頂きたいということです。それで、今言ったような大まかな資料は次回に出しますのでよろしく願います。

他にないでしょうか。

南都委員（昭和町）

今まで非常に激論を交わしておりますけれども、私の考えではハード的な面が非常に重視されているなという感じで、今ずっと聞いています。やはりそのとおりだと思います。しかしながら、また反面、この後新市をいかにして発展させていくかとなると、ソフト面が非常に大事ではないのかと考える訳です。今までの中身を見ましても抽象的には色々と書かれております。しかし、どのソフト事業が今後の潟上市の目玉的なソフト事業になっていくのか、我々が見ても少し分かりづらい。このものが将来、潟上市としての大きな目玉としてやっていくのだという事業がありましたら、お知らせして頂きたいと思います。

会 長（石川天王町長）

ここに書かれている以外のものですか。中身ですか。それは難しいですね。特にソフト面という

ことでしょう。例えば、我々が今3人で一番大事なのは、例えば社会教育の公民館活動は絶対優先していかなければならないというようなことの中身は書いていますけれども、ソフト事業で目玉が何かというと、3万6千人の幸せにつきると思いますし、それを骨組みとしてはこれ以上の表現はできない。それで、何回も言うようにこれはあくまでも骨組みで、肉付けは新市市長と新市議会だと。

南都委員（昭和町）

確かにそうだと思います。3万6千人のこの夢づくり、これが基本だということは誰でも分かると思いますけれども、その夢づくりをするための何かと。色々あると思いますけれども、その中で何が一番その町の目玉として今後やっていきたいというようなことが必ずあると思います。そうでなければこの夢づくりも出てこないと思いますし、確かに色々あると思いますけれども、そうすればその中で何かということがないと、希望があって夢が達成されると思いますので、そこら辺がもしあったら教えて頂きたいなと思いますけれども。

会 長（石川天王町長）

分かりました。それでは、次回までに南都さんの言う考えを集約して話しますので、一時ご理解下さい。

その他にないでしょうか。

佐藤委員（飯田川町）

要望として申し上げておきたいということです。例えば文化、スポーツの振興ということで35ページに掲載しておりますが、今度、ご承知のように19年に国体が開催される。その種目の中で天王町は相撲、昭和、飯田川町ではレスリングの開催会場ということになっておる訳ですけれども、今、体育団体からの強い要請というか配慮をしてもらいたい事項があります。ご案内のとおりかと思いますが、宿泊施設の関係で苦慮しているというお話ですので、17年あるいは18年で計画に入りますが、相撲、レスリングの開催期日等の調整について調整を図り配慮されたいという要望が強いので、その点を念頭において、一つご配慮頂ければと。こういうことで、要望事項として一つ申し上げておきたいと思います。

会 長（石川天王町長）

はい、分かりました。それでは58号の新市計画案については継続協議として差し支えはありませんか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは継続協議と致します。10分間休憩致します。

暫時休憩（15：00）

会議再開（15：12）

会 長（石川天王町長）

次に、協議第59号財産の取扱いについてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長補佐 菅原）

3ページをお願い致します。協議第59号、財産の取扱いについて（財産区の取扱いについて）でございます。財産区の取扱いについて、次のとおり提案する。1．昭和町豊川財産区、飯田川町下虻川財産区、飯田川町和田妹川財産区、飯田川町飯塚財産区は、新市のそれぞれの財産区として

存続するものとする。２．飯田川町下虻川財産区、飯田川町和田妹川財産区、飯田川町飯塚財産区の協議員は、新市において設置するという調整内容でございます。それでは具体的に説明したいと思います。４ページをお願い致します。財産区は地方自治法が法人格を認めた特別地方公共団体でございます。財産区の権限と能力は所有する財産の管理及び処分、又は廃止に限られております。財産の維持管理に必要な経費に限られている訳であります。そこで、まず最初の昭和町の豊川財産区は昭和３１年の町村合併時に財産区が設置され財産区議会を設置しておりますので、財産区の財産の管理運営につきましては財産区議会で議決し、執行しております。平成１６年３月１７日に豊川財産区議会の全員協議会を開催してございます。現在の議会の任期の平成１６年１２月２５日までに財産区議会を開催して、財産区議会条例を廃止し、地方自治法第２９６条の２に基づく財産区管理会に移行する方向が確認されております。飯田川町の３つの財産区は、昭和４５年４月１日に設置され協議委員を設け、財産区の財産その他につき、町長が管理執行する事項の細部につき協議の上世話をするのが主な業務の内容でございます。協議委員は新市において新たに設置致すものでございます。なお、飯田川町の財産内訳のうち、その他の主なものは墓地等でございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

第５９号について、ご意見ご質問がございましたらお願い致します。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、協議第５９号の財産の取扱いについては原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは決定となりました。今日の確認月日のご記入を願いたいと思います。

次に、協議第６０号、事務組織及び機構の取扱いについてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

協議第６０号についてご説明申し上げます。資料の５ページをお願い致します。事務組織及び機構の取扱いについてであります。調整案としては、１．新市の事務組織、機構については、次の方針に従い整備するものとする。（１）は市民に分かりやすく、かつ利用しやすい組織、機構。（２）は市民の声を適切に反映することができる組織、機構。（３）は指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織、機構。（４）は新市建設計画を円滑に遂行できる組織、機構。（５）は行政課題や緊急時に即応できる組織、機構ということで整備方針として５項目を挙げております。２の合併時は、３町の役場庁舎を分庁舎として有効活用し、行政機能の振り分けについては次のとおりとする。（１）旧天王町庁舎は、総務、企画の各部門及び選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会を配置する。（２）旧昭和町庁舎は、福祉、産業、建設、水道の各部門及び議会、農業委員会を配置する。（３）旧飯田川町庁舎は、市民部門及び教育委員会を配置する。（４）各庁舎に住民がよく利用する窓口業務を行う、総合窓口センターを設置するというので、整備内容として４項目を挙げております。

６ページをお願い致します。３町の現況であります。天王町は町長部局が９課１室であります。昭和町は町長部局が７課１室であります。飯田川町は町長部局が６課１室であります。下の方には

議会、公営企業、行政委員会は、ここに示してあるとおりでございます。

7ページであります。参考資料の新市事務組織機構図について、ご説明申し上げます。この参考資料については、現在、検討をしている段階のものであります。その内容についてご説明致します。新市の事務組織機構図は、市長部局を6部16課とするものであります。天王庁舎には、総務部、企画振興部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会を配置するものであります。総合窓口センターは、総務部付けとして各庁舎に配置するものであります。昭和庁舎には、福祉保健部、産業労働部、建設部、水道局、議会、農業委員会を配置するものであります。飯田川庁舎には、市民部、教育委員会を配置するものであります。先程もご説明致しましたが、この事務組織については現在検討を進めているところであり、市長部局を6部16課としてありますが、この部の数、名称、これはあくまでも仮定のものであります。決定したものではありません。今後総合的かつ機動的に行政運営を展開するために、どのような部の構成が望ましいか、また、どのような数がふさわしいか、それから名称はどうしたら住民がわかりやすいか、こうした点などをもう少し時間をかけまして検討して参りたいと思っております。さらに部に所属する課・室などの構成並びに職員の数についても、併せて検討して参りたいと存じます。新市における事務組織及び機構の取扱いについては、合併協議会で決定された事項を踏まえながら、調整案に示している方針に従い整備するものであります。こういう基本的な項目が確認されてから、具体的に検討することになりますのでよろしくお願い致します。

会 長（石川天王町長）

この協議第60号について、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。

淡路委員（昭和町）

昭和の淡路です。今回の合併の目的の中には、地方分権に対応した行政改革が求められております。事務局の方へお尋ねしたいのですが、行政改革の重要項目というのはどういう点に今置いているのでしょうか。ご説明をお願い致します。

説明者（事務局長 幸村）

これから、この調整内容の1番2番にありますように、1番が整備方針であります。それで、このとおり整備方針に基づいて進めるものでありまして、整備方針を2番目の整備内容を具体的にしたものが整備内容ですが、この整備内容に従いまして進めるものとなっております。以上です。

会 長（石川天王町長）

いいですか。

淡路委員（昭和町）

行政を改革していくいいチャンスだと、正副会長さんにご提言申し上げたいと思います。特に住民としては、より分かりやすいという説明が今事務局からあったのですけれども、より平易な組織体制がやはり3万6千人に一番相応しいのではないのかなと。これから検討を重ねて作り上げられるというお話でしたが、部の構成等々に関しては時間をかけて検討するという事務局からの説明がございましたが、合併の目的に添った行政改革をより推進すべく、そういった機構内容に改善していった頂きたいものだなということを提案して意見と致します。

会 長（石川天王町長）

ごもっともなご意見だと思います。

他に何かありませんか。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないですか。それでは協議第 6 0 号については、今お示ししたとおり承認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、決定となりました。今日の確認月日をご記入願いたいと思います。

次に協議第 6 1 号、補助金、交付金等の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは 8 ページをお願い致します。協議第 6 1 号、補助金、交付金等の取扱いについて。補助金、交付金等の取扱いについて次のとおり提案する。各種団体への補助金、交付金等については、各町の従来からの経緯、実情等を考慮しつつ新市において調整する。( 1 ) 3 町に共通する補助金については、制度の統一化に向けて調整する。( 2 ) 各町単独の補助金については、事業の実績を踏まえ、調整するという調整内容でございます。それでは 9 ページをお願い致します。3 町に共通する補助金については、制度の統一化に向けて調整するという観点から、団体統合の推移、事業の効率等を考慮しながら団体の従来からの経緯、実情等を考慮し、調整を図るということでございます。特定の町村のみにある団体に対する補助金につきましては、事業の実績、その団体の性格、設置の制度等々を考えて新市において調整するという調整内容でございます。なお、この表には主な補助金を表示してございます。それで、事務局の方で補助金を支給している団体等を横並びで調べました結果、3 町横並びで現在 1 4 0 の補助金がございます。従いまして、この表以外にも婦人会等に対する補助金も中に含まれてございますのでご了承願いたいと思います。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

この協議第 6 1 号について説明しましたけれども、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

いいですか。それでは協議第 6 1 号については原案のとおり了承してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは確認となりました。確認月日をご記入下さい。

会 長（石川天王町長）

次に協議第 6 2 号、国民健康保険事業の取扱いについてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは 1 0 ページをお願い致します。協議第 6 2 号、国民健康保険事業の取扱いについて。国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1 . 国民健康保険税の納期については、8 期とする。2 . 国民健康保険税については、合併時は不均一課税とし、平成 1 8 年度から段階的に税率を調整し、平成 2 0 年度から税率を統一する。なお、賦課方式は、平成 2 0 年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の 3 方式とする。3 . 国民健康保険運営協議会については、新市において設置する。4 . 保険給付事業の出産育児一時金、葬祭費は現行のとおりとする。出産資金貸付、高額療養費貸付は合併時まで調整する。5 . 国民健康保険助成事業については、合併



時までには調整するという調整内容でございます。それでは11ページをお願い致します。国民健康保険は保険加入者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行うものでございまして、国民健康保険法により市町村が保険者になり運営しているものでございます。市町村は国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の加入者である世帯主に対して国民健康保険税を課税しておりますけれども、保険税率、納期等が各市町村で異なっております。また、国民健康保険の事業である保険給付事業や助成事業につきましても、各町村で制度が異なっているというのが表のとりの現況でございます。これは、各市町村でその年度の保険給付に必要な費用の総額を見込んだ上で、その費用を保険加入者から負担して頂くということにある訳でございますけれども、この費用の総額、特に医療費の動向とか保険加入者の数、そして保険加入者の所得の状況が異なるというふうな理由で、各市町村で率等の制度がこのように違っているということでございます。それでは11ページに、調整の具体的な内容について記載しております。左側の方は3町それぞれの現況でございます。これらの現況を踏まえまして、右の方に具体的な調整内容について記載してございます。最初に納期の取扱いでございますが、現在3町とも12月25日までの6期でございますが、納期は平成17年度より納税者の1期ごとの負担の軽減等を考慮し、2月28日までの8期とするものでございます。次に、税率につきましましてはこれからの医療費の動向等を考慮し、また、新市において新たに設置致します運営協議会に税率をお諮り致しまして決定していきたいと考えております。平成17年度は不均一課税とし、平成18年度から段階的に税率を調整し、平成20年度から税率を統一して課税するという調整内容でございます。賦課方式は3町共同じでございますので、所得割、資産割、均等割、平等割額の4方式を不均一課税中は採用するというところでございますが、これを平成20年度から資産割を取りやめ、所得割、均等割、平等割額の3方式とするものでございます。応能応益割合を45から55とする平準化を採用致しまして、軽減方法については3町とも同一でございますので7割軽減、5割軽減、2割軽減となるよう税率を調整していくこととなります。次に12ページをお願い致します。介護納付金課税額についてであります。これは介護保険法第9条第2号に規定する被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者の方でございますが、この場合では国保加入者を指します。第2号被保険者に係る介護保険法の規定による納付金の納付に要する経費に充てるため課税しているものでございます。介護保険についても基礎課税額と同様の調整内容でございます。次に13ページをお願い致します。国民健康運営協議会については、新市において新たに設置するという調整案でございます。次に保険給付事業に関する事項でございますが、出産育児一時金は30万円、葬祭費6万円については3町同一でございますので、新市においても現行のとおりと致します。出産資金貸付、高額療養費貸付につきましては、天王町においては社会福祉協議会で貸付を行っておりますので、合併時まで調整するというところでございます。続きまして国民健康保険助成事業として、被保険者の健康の保持増進のための事業を行っておりますけれども、3町で差異がございますので合併時までには調整するという内容でございます。以上でございます。

会長（石川天王町長）

協議第62号の国保のことについて、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

小林委員（昭和町）

少しお伺い致しますが、現在の国民健康保険税の税率が3町共違う訳であります。平成20年までにこれを統一するというご提案でございますが、この内容は高い方と中間とどちらに合わせるのですか。

会 長（石川天王町長）

部会の方、応答お願いします。

説明者（専門部会：福祉部会長 児玉）

福祉部会の児玉でございます。税率につきましては、今現在3町で調定額がある訳でございますけれども、平均の調定額というものに近づけるということでございまして、3町全体の額をすべて網羅して割った額がある訳ですが、それに近づけていくというようなことで、高いところについては下げない状況で、低いところを段階的に上げていくというのが考えでございます。というのは、今現在、国保の状況でございますけれども、やはり単年度として保険給付費が伸びてきている状況にございますので、単年度でも厳しい状況にある。低い方を平均の調定額に上げて、高い調定額のところについては合併時までその税率を進めていきたいということで、今現在検討しているところでございます。以上です。

小林委員（昭和町）

内容的には分かりました。そこで議論なのですが、いわゆるその現行の一番高いところというのは天王町さんです。そうすれば、その調定額というのはどういうふうに出しているのですか。つまり、国民健康保険に加入している所帯数の割合はどうなっているかは分かりませんが、単純に考えた場合には大きい所帯を小さい所帯の町村で負担していくというような、そういう理論なのですか。

説明者（専門部会：福祉部会長 児玉）

お答え申し上げます。調定額と申しますのは、保険給付に必要な部分を税金で賄うというのが国民健康保険の原則でございますので、当然その給付費が上がると調定額も上がってくるということになる訳です。3町の調定額につきましては、当然ばらばらの状況でございます。調定額の額につきましては、平均で一人当たりの調定額ですけれどもおよそ8万円位の調定額になるということでございます。今14年度現在の状況でございます。これも、15年度16年度もこの額になる訳ではないということです。というのは、保険給付費の状況に応じてこの調定額が毎年変わるという状況にございますので、その調定額に見合った形の最低限調定額が必要な部分というのは、保険給付費で必要な部分の税金の額だというふうになりますので、その分は最低限確保しなければならないということになります。そういう意味で、先程天王の方が高いということでしたので天王の方の税率は下げない。それで高い調定額になっている訳です。それで昭和、飯田川さんの部分につきましては、低い部分でございますので、18年、19年と段階的に調整して20年で統一をしていくというような調整を図っている状況でございます。

会 長（石川天王町長）

いいですか。要するにこれは、国保というのは部会の会長も言ったとおり、医者にかからなければいいのです。それで今度は、予防というか健康ということで十分そちらの方に力を入れて医療費の高騰を防ぐというようなことでいかなければ国保はパンクすると。

堀井委員（天王町）

この中で、課税方法を18年19年ということで段階的に調整を図り、そして20年度から統一をしていくということを書かれてありますが、いわゆるその20年度から資産割を取り上げますと、廃止をして新たな課税方法をとると。いわゆるこの3本柱で所得、均等、平等の3方式でいきますよと。この方式に20年度から変えるその理由というのは何でしょうか。そして、これによってどのような従来との変化が現れてくるのかお示しを頂きたいと思っております。

説明者（専門部会：福祉部会長 児玉）

資産割の廃止のことをございますけれども、資産割につきましては当然所得割と資産割がある訳でございます。その他に均等割、平等割というふうな形で、今現在4方式にしております。やはり、所得以外の資産に係る部分についても資産割をするというのが、国保税の中で新しく家を建てた方々が資産割の部分でまた国保税もとられるというようなことが納付する際に大変厳しいというのがありまして、税金的に見ましても市のところでは資産割というのはほとんど廃止している状況にございます。やはり所得割の部分だけで調整をしているというところがございますので、所得のある方からは若干負担をして頂くという形で進めたいということで、今回は資産割というものを廃止していくということでございます。

堀井委員（天王町）

非常に微妙なことを課長は今おっしゃっているのだと思うのですが、家を建てることにおいて資産が増えると。それによって4本立てに国保税の負担を強いられるというのが、あまりにも重すぎるために3本立てにするのだという主旨ですね。これは一つの考え方でしょうが、これによって所得割に比重が置かれるとなった場合、また今までに比べて相当負担を強いられる層が増えるということになる訳なのです。まさしく社会の背景というのは、全く給料は上がらない、リストラだという中で、単年度の所得に転換されていくとなれば、また大変な国保税そのものの徴収に悪影響を及ぼすのではないかと危惧される点があるかと思うのですが、私はやはり全く3本立てというよりは、やはりパーセンテージはいざ知らず4本立てでいくのが限りなく公平平等負担の原則に近づくのではないのかなと思いますが、これは再考という余地はないのか。まさしく今係っている訳だから、これによってということでしょうけれども。全く資産割をなしとして、その部分を言ってみれば所得割に転換されていくというのはいかがなものかと。税負担の体系が大きく変わっていく訳ですから。その点について、今少し納得のいく説明を頂きたいと思います。そうすればどれ位の影響があるのですか。例えば今日のペースで見た場合、どれ位の影響があるのですか。

説明者（専門部会：税務部会長 伊藤）

税務部会の伊藤です。よろしくお願ひ致します。只今の堀井委員の質問で、4方式を3方式にする必要ということですが、1点は4方式の場合に当然資産割という問題が出てくるのですけれども、通常考えられるには固定資産税を取られているのですけれども、国保の場合も資産割を頂くと2重取りになるのではないかなというような考えがある訳でございます。そういった考えから3方式という考えも出てきております。資産割を廃止した場合は所得割に転化される訳なのですが、平準化に基づいて応能割を5割、応益割を5割という5：5の考えでいきます。そういった場合、大体資産割の方から14年度、15年度ベースでいきますと、資産割ではじき出される額は約7千3百万円位になります。その分が所得割の方に賦課されるという考えでございます。今言ったのは、3町合わせた額でございます。

堀井委員（天王町）

いずれにしても、あなた達も限りなくプロの目でいかにその負担を少なくして、国保の健全財政を保っていくのかという視点でやったと思いますが、先程から話にありますように、やはり夢と希望を持てる潟上市でなければいけない訳で、合併して1年目は分からなかったけれども20年になってにっちもさっちもいなくなってきたときに、少なくとも負担が強いられてくるというふうなことが現実のものとなったときに、賦課すればいいものの、税収、国保が集まらないとなったときに、まさしくまた別の問題が出てくる訳で、少なくともやはり新市になるということは、その部分の負

担が下がることはあっても上がることはないというものの組み立てというものを、まあ基本的には会長が言ったとおり病気にかからなければいいことですが、基本的にはそういう捉え方、切り口をしていかなければならないのではないかと。これは、何も国保だけではないですよ。全ての市民が負担を強いられる部分においては、そういう考えで、やはり当局というのは最大の知恵を出していくべきだと思います。ですからこの点について、一気に所得割に転換されていくというのはいかなものかという気がしてなりません。ですからこれについて全体的な移行というものを第一義的には私も大事にしたいと思いますが、私の意見としてはそのことを申し上げておきます。

会 長（石川天王町長）

答弁できますか。意見は意見として聞いておいていいのですか。要するに、今まで4方式でやっていたものを資産割を削ると、その負担が全体で7千万いくらだと。そうすると後の所得と均等割と、平等割にもいくのではないのですか。いかないのだったらそれを話せばいい。

堀井委員（天王町）

資産割は、家を建てたという部分だけを今は捉えて。全体的な問題をいつているのでしょうか。

説明者（専門部会：福祉部会長 児玉）

お答え申し上げます。均等割、平等割につきましては額を確定しますので、それについてはまず上がるということではない訳です。それが、低所得者のところの7割、5割、2割というのは、そこに軽減措置というのがありますので、低所得者の均等割、平等割については軽減措置というのを平準化で行っていくということです。資産割と所得割で、この部分が所得割になりますので当然全体の額は変わらない訳でありますけれども、所得割の部分が多くなっていくというような状況になると思います。

堀井委員（天王町）

しゃんしゃんといけば提案当局といけばありがたいことではありますが、やはり新しい市民の負担が伴うことですから、継続にしよう少し研究、勉強をさせて下さい。お願いします。

会 長（石川天王町長）

この国保については相当部会でも揉んで、そして3人の町長に来てもう一度やり直せと何回もやって、これが一番難しい問題なのです。ですから今言うように、資産割にすると後に影響があるということを含めて、今回は継続協議と致したいと思いますけれどもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは協議第62号については継続協議と致します。

次に、協議第63号の介護保険事業の取扱いについてを議題と致します。事務局の説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは、15ページをお願い致します。協議第63号介護保険事業の取扱いについて。介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1. 介護認定審査会の設置については、引き続き共同処理事務を実施できるよう構成団体と合併時まで調整する。2. 介護保険料については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から統一する。納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、8期とする。3. 介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画については、新市において策定する。4. 低所得者利用者負担対策事業については、合併時まで調整する。5. 介護保険財政安定化基金貸付金及び拠出金については、新市に引継ぐものとするという調整内容で

ございます。それでは16ページをお願い致します。介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき社会全体で介護を支える仕組みで、利用者の選択により保健、医療、福祉にわたる介護サービスが総合的に利用出来る制度で、市町村が保険者となっているものでございます。現在の介護認定審査会は南秋田郡介護認定審査会が実施しておりますが、枠組みに変更の可能性がございますので、引き続き共同処理事務を実施出来るように構成団体と合併時まで調整を図っていくものであります。介護保険事業は、その大部分が介護保険法に基づき業務をおこなっているものでございますが、市町村で単独で定める部分につきまして、主に第1号被保険者であります65歳以上の方からお納め頂いている介護保険料でございます。これにつきましては、現在の保険料が平成15、16、17年度の3カ年の保険料で算定致しております。新しい介護保険料につきましては、新しい介護保険事業計画策定時に再算定し、適正な保険料を定め統一するということでございまして、平成18年度から統一するというところでございます。次に普通徴収の納期でございます。国民年金、厚生年金など年金を年18万円以上受給されている方に対し、年金から直接天引きする特別徴収と、特別徴収に該当せず納付書または口座振替でお納め頂いている普通徴収の二通りの方法がございます。納期につきましては、国民健康保険税の納期と同一の8期とするものでございます。次に17ページをお願い致します。介護保険事業計画でございますがこれは、介護保険法第117条の規定により、市町村が必ず制定しなければならない計画でございます。この計画には、各年度における介護保険の在宅サービス、施設サービスなどの量の見込みなどを定める必要がございますので、新市になってから平成17年度中に策定するものでございます。次に低所得者利用者負担対策事業につきましては、3町とも、この3事業につきまして要綱を作成し実施しておる訳でございますが、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る、利用者負担額軽減措置事業の実施しているところに差異がございますので、合併時まで統一し、新市においても実施するものであります。次の介護保険財政安定化基金貸付金と、介護保険財政安定化基金の平成14年度末現在において、3町の残高がこのようになっております。新市に引き継ぐという内容でございます。合併時においては、残高において変化が生じることにはなりません。以上でございます。

会長（石川天王町長）

この協議第63号の介護保険事業の取扱いについて、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

〔なしの声〕

会長（石川天王町長）

ないようでございますので、協議第63号については原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会長（石川天王町長）

それでは、決定になりました。確認月日のご記入願いたいと思います。

次に、協議第64号自治組織（町内会等）の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは18ページをお願い致します。自治組織（町内会等）の取扱いについてでございます。自治組織（町内会等）の取扱いについて、次のとおり提案する。1.自治組織の名称及び区域については、原則として現行のとおりとする。同一の名称については、合併時までに調整を図る。2.会長の身分及び職務並びに連合組織については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

3.自治活動に対する助成及び広報等連絡物の配布については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。4.コミュニティ協議会の区域については、現行のとおりとし、名称については、合併時まで調整を図る。5.コミュニティ協議会に対する助成については、当面、現行のとおりとし、新市において調整するという調整内容でございます。それでは19ページをお願い致します。天王町の自治組織は現在48自治会がございます。昭和町は現在38町内会がございます。飯田川町は29町内会がございます。この自治組織の名称及び区域につきましては、原則として現行のとおりと致します。次の20ページ、21ページをお願い致します。現況の自治組織の名称を記載してございます。21ページに同一自治組織名の一覧を記載してございます。この同一の名称につきましては、合併時まで調整を図るという調整案でございます。19ページに戻りまして、次に会長の身分でございますが、天王町、飯田川町が任意団体の長で、昭和町が非常勤の特別職でございます。当面現行のとおりとし、新市において調整するものでございます。また会長の職務でございますが、天王町におきましては、昭和町、飯田川町のように広報、その他文書等の各世帯への配布がございません。広報等連絡物の配布は連絡囑託員に報酬を支給し配布しております。昭和町・飯田川町におきましては、自治活動に対する助成の中に含まれております。従って各町の実情がございますので、当面、現行のとおりとし、新市において調整するものでございます。次に会長の連合組織でございますが、天王町はございません。昭和町、飯田川町の現況がこのようになっております。従いまして、当面、現行のとおりとし、新市において調整するという調整案でございます。それでは22ページをお願い致します。コミュニティ協議会は現在、昭和町のみにあります。区域につきましては現行のとおりとし、名称につきましては合併時まで各コミュニティ協議会と相談をし、調整を図るものであります。コミュニティ活動に対する助成につきましても、当面、現行のとおりとし、新市において調整するものであります。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

64号について、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

〔なしの声〕

淡路委員（昭和町）

昭和の淡路です。今、町内会長等々に関連する議題が出て参りました。3町の中で、やはり非常にばらつきが大幅にあるという感じを受けております。しかも、新市において調整するという形で、私自身が該当する部分ですが、自治会の組織名を迫られてきている。また、考えなければならない地域の代表でもあります。やはりせっかくの法定協議会の場でありますので、新市の基本になるのは自治組織ではないかと思えます。ぜひもう少し具体的な形で、例えば事務事業の中で3町の中でのばらつきが、金額的な問題も入ってきています。今後新市になってからというのでは、町内会長としてその報告しか出来ないというのは法定協議会が進展していないのではないかという評価にもつながるものですから、もう少し検討を重ねる必要があるのではないかと。今、事務局の説明を伺いましたけれども、このまま当町内会に持っていきますとなかなか納得して頂けない部分が出てきますので、ここのところをもう一つ慎重に審議させて頂ければなと思えます。

会 長（石川天王町長）

そのような意見もあり、これも継続と致したいと思えますけれどもいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、64号については継続協議として決定となりました。

次に協議第65号、その他の福祉事業の取扱いについてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは23ページをお願い致します。その他の福祉事業の取扱いについてでございます。その他の福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1．戦没者追悼式については、新市において統合し、実施する。2．民生委員推薦会については、新市において設置する。3．行旅困窮者の援助については、合併時に再編するという調整内容でございます。それでは24ページをお願い致します。先の大戦で亡くなられた3町の御霊を慰めるための戦没者追悼式は、新市において統合し、実施するという調整案でございます。社会福祉の増進を任務とし、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡、協力などを行う民生委員の推薦会につきましては、新市において新たに設置致すものでございます。行旅困窮者措置費の法外援助の行旅人に対しては、天王町、昭和町はおこなっておりませんが、これを合併時に再編するものでございますが、交通費と食糧費をあわせまして700円支給するという調整内容となっております。次に法定援助の行旅病人、行旅死亡人に対する措置は3町とも同一でございますので、現行のとおりとするものであります。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

協議第65号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないですか。それでは協議第65号については原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは決定となりました。確認月日をご記入下さい。

次に地域審議会等についてであります。事務局の説明をお願いします。

説明者（事務局次長 渡辺）

資料25ページをお願い致します。地域審議会等に関する情報提供ということでお時間を頂きたいと思えます。地域審議会については協議項目の一つとなっております。現在、合併協議会に提案するために事務方で検討を進めているところでございます。自治体における住民自治の確保に係る新たな制度として、地域自治区及び合併特例区を設けることを内容とする、合併特例法及び地方自治法の改正法案等が、昨日5月19日に国会で成立しております。本日は協議会に提案する前に、地域審議会及び地域自治区、合併特例区の概要についてあらかじめご理解を賜りたいという趣旨でご説明させて頂くものでございます。資料一番左の地域審議会については、合併により住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるのではないかと、住民の不安に対応する制度として、合併特例法に設けられているものであります。地域審議会は合併前の町の区域を単位として、例えば天王なら天王、昭和なら昭和、飯田川なら飯田川の区域を単位として設置し、設置期間は協議で定める期間となっております。役割としては、その区域に係るものについて市長からの諮問を受け、又は必要に応じて市長に対して意見を述べることでございまして、地域自治区については、その区域に関する市の事務を分掌するという、いわゆる総合支所的な性格を持つものとされております。地域自治区には、区域住民で組織する地域協議会を置き、市長等から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べることでございまして、この地域自治区につい

ては、合併に関係なく設置できる一般型と合併特例型の2種類があります。大きく異なる点は、一般型の場合には区の事務所長は一般職の事務吏員であるのに対し、合併特例型の場合は、特別職として区長を置くことができますことです。一番右の合併特例区については、法人格をもつ特別地方公共団体という位置づけであり、合併前の地域を単位として処理することが効果的な事務や区域住民の生活の利便性向上等のために特に必要な事務、例としては、公の施設の設置・管理、保育園等の運営、地域イベントの開催などを処理することが想定されておりまして、設置期間は5年以内とされております。合併特例区には区域住民で組織する合併特例区協議会を置き、市長等から諮問されたもの等について意見を述べるほか、区の予算の同意、区の決算の認定などを行うこととされております。また、合併特例区には特別職として区長を置き、区長は区を代表し、予算作成・執行、会計等の事務を処理するほか、特例区規則を制定する権限があります。特例区は、市からの移転財源により区の予算をもちますが、課税権や地方債発行権はないものとされております。これら地域審議会、地域自治区、合併特例区の設置はそれぞれの地域の実情に応じて判断されるものであって、いずれかを必ず置かなければならないものではありませんが、設置する場合の手続きとしては、議会の議決を経た上で、3町の協議書を取り交わす必要があります。次の資料26ページをお願いいたします。参考資料と致しまして、地域審議会の設置に関する協議の例を添付しております。地域自治区及び合併特例区の設置にあたっても同様の協議が必要となります。例では、3町の区域それぞれに地域審議会を設け、新市建設計画の進捗状況や新市の基本構想の作成に関する事項等を所掌事務としておりますが、これらを含めて、組織及び運営に関する事項は協議により定めることとなります。

以上が地域審議会及び地域自治区、合併特例区の概要であります。冒頭にも申し上げましたが、この地域審議会等につきましては、協議会への提案に向け、現在、検討を進めておりますことを申し添えまして、説明を終わらせて頂きます。

会 長（石川天王町長）

このことについて、今、概略を説明致しましたが、もしお聞きしたい点がありましたらお願いしたいのですが。ただ必要か必要ではないかというのを、前もって判断を仰ぐために説明をしたということをご理解を頂ければいいです。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

では、これは別に継続協議でもないもので、説明を終わるということでいいですね。

それでは、次回開催日についてを議題と致します。事務局の説明をお願いします。

説明者（事務局長 幸村）

それでは、資料の27ページをお願い致します。次回開催日についてであります。第15回合併協議会は6月22日、飯田川町公民館において開催致します。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

よろしゅうございますか。それでは、予定された次第は終わりました。これをもちまして本日は終了致します。

以上をもちまして、第14回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を閉会致します。ありがとうございました。



署 名

前記のとおり相違ないことを署名します。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_